

農に関わる皆様へ



## 鳥獣侵入防止柵補助事業のご案内

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害でお困りの方は、  
ぜひ鳥獣侵入防止柵の補助事業をご活用ください！（国費補助）  
地域で3戸以上の農家さんが集まれば、柵の費用に対して  
全額補助を受けることができます！！

メッシュ柵（金属製）



電気柵



設置希望者が近くで3戸以上集まり、設置可能であれば、  
市役所みどりの推進課または、地元の区長さんにご相談ください！

- ※ 予算に限りがあるため、ご希望に添えない場合がございます。
- ※ 設置・管理は、利用者で行っていただきます。
- ※ 希望された翌年度の設置になります。設置希望がある場合はお早めにご相談ください。
- ※ 個人で設置する場合、市の補助もあります。（半額補助上限5万円）

その他、設置要件については裏面をご参照ください。

お問合せ 長久手市建設部みどりの推進課 TEL0561-56-0620

# 鳥獣侵入防止柵の施設整備の要件

1. 侵入防止柵の整備の実施における受益農家の戸数要件は、原則、受益戸数が3戸以上であること。  
※ 3戸未満でも支援が可能な場合があります（「受益戸数の例外」を参照）。
2. 受益農家とは柵を設置する農地の耕作者だけでなく、農地の出し手、水路や農道等の管理に携わる農家、畜産農家、地域計画に基づいて水路や農道の管理を行っている者も受益農家となり得る。
3. 地形等の理由から連続しない柵でも、整備地区全体として受益戸数3戸以上であれば整備可能。

## 【受益戸数のイメージ（飛び地の場合）】

- ・ 耕作者2名+畜産農家1名であることから、「受益戸数が3戸以上」の採択要件を満たす。
- ・ 畜産農家も受益農家となり得る。
- ・ 地区全体で受益戸数3戸以上となれば、連続しない柵でも整備可能。

- ・ 耕作者は2名
- ・ 農道を共同管理する畜産農家有り



## 【受益戸数の例外】

- ・ 経営規模、地理的状況等の地域の実情から判断し、3戸未満であっても対策が必要な場合は、地方農政局長等と協議の上、認められた場合は支援が可能。

例えば、以下のような事情があり、柵を整備すれば、後背地域を含めた広域の被害が防止されると判断されれば、3戸未満でも支援が可能。

- ① 平均の経営耕地面積よりも大きい場合
- ② 高収益作物（野菜や果樹等）を栽培している場合
- ③ 鳥獣の移動経路となっている場合

